

♣ 平成17年度の確定申告

Q : 平成17年度の確定申告で、税務当局が始めた新しいサービスはありますか？

A : モノクロプリンタで印刷した申告書が利用できるようになりました。

【解説】

平成17年分の確定申告の受付が始まりましたが、国税庁ではホームページ上で、平成17年分の「確定申告書等作成コーナー」を設け、申告者へのサービスを開始しました。

このコーナーでは、所得税の申告書をはじめ、青色申告決算書や消費税の確定申告書などが作成できるようになっており、わざわざ、税務署に出向かなくてもいいようになっています。

また、平成17年分の確定申告からは新たに、モノクロプリンタで印刷した申告書が利用できるようになりましたので、カラープリンタがない人にとっても便利なものになりました。

ただし、プリンタで出力した申告書がモノクロでも可能になったというだけです。手書きによる申告書は、従来どおり、カラーの申告書でないと利用できませんので注意してください。

このほか、e-Taxの利用開始手続きがオンラインで行えるようになりましたので、申告者にとっては益々便利になっています。

また、今年は消費税の改正により、新たに消費税の課税事業者になる人が増えることから、申告会場に「消費税コーナー」を設けて、記帳の仕方や申告書の作成方法などについて対応してくれるとのことです。

